

18. 活動計算書とは何ですか？

活動計算書とは、各事業年度における NPO 法人の活動状況を表す計算書で、営利企業における損益計算書に相当する計算書です。収支計算書が「収入」から「支出」を差引いて「当期収支差額」を計算するのに対して、活動計算書は「収益」から「費用」と「損失」を差引いて「当期正味財産増減額」を計算します。「収益」とは正味財産が増加した原因を表すもので、「費用」と「損失」は正味財産が減少した原因を表すものです。「収益」も「費用」と「損失」も、お金の入出金ではなく、それぞれの事実が発生した時点で認識します。これを発生主義といいます。収益についてはより慎重に実現主義がとられています。

活動計算書の表示方法は、経常収益と経常費用、経常外収益と経常外費用に区分します。経常収益は、NPO 法人の通常の活動から生じる収益で、受取会費、受取寄付金、受取助成金等、事業収益、その他収益の5つに区分します。経常費用は、NPO 法人の通常の活動に要する費用で、費用は性質を表す形態別に把握し、事業費と管理費に区分して、さらにそれぞれ人件費とその他経費に区分します。経常外収益と費用は、通常の活動外から生じる収益や費用ですが、金額の少ないもの、每期経常的に生じるものは経常収益・費用とすることができます。これらの活動計算書の書式は、NPO 法人会計基準で規定されたものですので、勝手に区分を変更したり、新たな区分を作成したりしないようにしてください。

活動計算書の様式には2つの様式があります。定款にその他の事業を掲げており、実施している場合は様式4を使用します。しかし、定款にその他の事業を掲げていても、実際には実施していない場合はその他の事業の欄を設ける必要はありませんので、様式1を使用します。その場合、活動計算書の脚注に「今年度はその他の事業を実施していません」と表示してください。

[様式1](#)

[様式4](#)(その他の事業がある場合)